

京都共栄学園高等学校・通信制課程

2025 年版・便覧

- 教務に関する規定
- 転学・休学・退学に関する規定
- 罰則に関する規定
- 気象警報による休校措置
- おおまかな年間スケジュール
- 通信制課程のスタッフ
- 備忘録

Kyoto Kyoei Gakuen High School
Correspondence Course
since2003



■教務に関する規定

第1章 成績の評定

第1条 評価は、レポート成績・単位認定試験の成績を総合して行う。

第2条 各科目の評点は、その科目の学習目標への到達度をレポート(100点満点)・単位認定試験(100点満点)で評価し、それらの合計を100点満点に換算して行う。ただし、その科目の学習に対する努力の度合いや、日常の学習態度、進歩の状況などを評価し、小テスト・単元テストと合わせて30%まで組み入れることができる。

追認試験・再追認試験の結果により単位認定された場合には、総合評価を「2」とする。

第3条 各科目の成績は5段階による評価を行う。

第4条 評価は該当教科担当が行い、各科目の目標を高い程度に達成しているものを「5」、ほぼ達成しているものから順に「4」、「3」、「2」とし、目標達成に不十分なものを「1」とする。

(下表参照)

評 点	90～100	80～89	70～79	60～69	60点未満
5段階	5	4	3	2	1

第5条 レポート成績については、教科担当は採点したレポート点数を所定の成績表に記入して、教務に提出する。

第6条 単位認定試験については、教科担当は点数を所定の成績表に記入し、教務に提出する。

第2章 単位の認定

第7条 単位の認定は、半期ごとに、9月・3月の単位修得認定会議で行う。

第8条 本校に定める科目の中から履修希望科目を任意に登録し、レポート・スクーリング(メディア視聴レポート提出を含む)を規定の回数・時間を完了し、単位認定試験で学習目標に到達したことを認められた科目は所定の単位を修得したことを認定する。

第9条 次に該当する科目は不認定とする。

- (1)レポートが完了していない科目
- (2)スクーリング(メディア視聴レポート提出を含む)を規定の時間数を出席していない科目
- (3)レポート・スクーリング・単位認定試験における総合評価が「1」の科目

第10条 高等学校卒業程度認定試験で合格した科目の本校における単位の認定について

- (1)単位認定申請書に必要書類を添付し、申請された科目について認定する。
- (2)成績については、成績欄を空欄とする。

備考欄に「高等学校卒業程度認定試験の合格による単位認定である」と記載する。

調査書の評定平均には反映されない。

- (3)修得単位数は標準単位数とする。ただし高等学校卒業程度認定試験における「国語」「数学」「英語」はそれぞれ「国語総合または現代の国語・言語文化」「数学Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅰまたは英語コミュニケーションⅠ」として認定する。

第3章 卒業認定

第11条 本校および前籍校において、通算3年以上の期間在学し、必履修科目・選択必履修科目の単位を修得し、修得単位数の合計が74単位以上となり、特別活動が規定の時間完了したものは、校長の認定により卒業を認める。

第12条 海外において、現地の政府の認める高校に在籍し、単位を修得したものについては、校長の認定により卒業を認めることができる。その際、卒業に必要な科目は個々に判断する。

第4章 卒業延期

第13条 次に該当する者は、その年度における卒業を認めないものとする。

(1)レポート・スクーリング・および「特活」が規定時間分完了していない者

(2)科目修得単位数が74単位に達していない者(前籍校での単位修得数を含む)

第5章 レポート

第14条 各科目に規定されたレポート回数は、必ず完了しなければならない。

第15条 1回目より順番に提出しなければならない。

回をとばしたり、枚数が不足した場合は添削を行わない。

第16条 60点を最低合格点とし、60点に満たないレポートは、合格となるまで再提出しなければならない。再提出により合格となったレポート点は60点となる。

第17条 レポート点の平均点を、その科目におけるレポート成績とする。

第18条 レポート作成における不正行為は本人指導・保護者召喚の上、該当科目についてすべて再提出とする。

第6章 スクーリング

第19条 前期は7月～8月、後期は2月～3月に行う。

第20条 各科目に規定されたスクーリング時間数は、必ず出席しなければならない。

欠席した場合は、その分の時間数を、次回スクーリングで出席する。

特別欠席は、その都度、学校長・教頭・教務係にて検討し振り替えスクーリングを実施する。

第21条 遅刻は3回をもって1回の欠席とする。10分以上の遅刻は欠席とする。

第22条 在校生が同一年度内に参加できるスクーリングは原則2回までとする。

また、既に規定の時間数を出席した科目においても、本人の希望により再度出席する事ができるが、出席時間数の加算は行わない。

第7章 単位認定試験

第23条 単位認定試験は、前期・後期の各スクーリング終了後、レポート・スクーリング(メディア視聴レポート提出を含む)が完了した科目を対象に行う。追認試験は各認定試験の後に1回実施する。但し、卒業見込み者には再追認考査受験の機会を与える。

単位認定試験における不正行為があった場合は該当教科を0点とし、追認考査の受験を認めない。

第8章 単位履修登録

第24条 単位履修登録は、入学手続き完了後に行う。

在籍生徒においては、前期3～4月・後期9～10月に行う。

第25条 履修登録は、本校教務と生徒・保護者が相談の上履修登録科目を決定し、登録費用(¥10,000/単位)・教科書代他経費を納付後、履修登録票を提出することで完了とする。

第26条 単位履修登録の有効期間(メディア視聴も含む)は登録年度のみとする。

第27条 「数学」・「芸術」・「外国語」・「情報」・「演習科目」において、ⅡおよびⅢの科目は、ⅠおよびⅡの単位が認定されてからでないと履修登録はできない。「物理」「化学」「生物」においては「基礎」から先に履修しなければならない。

第28条 「体育」の履修登録については、半期ごとに最大3単位の登録を上限とする。また、登録した体育の単位修得が終了してない場合、体育の追加登録は認めない。

第9章 新規単位履修登録の停止

第29条 次に該当する者は、新規単位履修登録を停止する。

(1) 校長により休学が認められた者

■転学・休学・退学に関する規定

第1条 転学・休学・退学は校長が許可する。

第2条 正当な理由で転学・休学・退学しようとする者は、その理由を記した願いを校長に提出し、校長がこれを認めた場合は、これを許可する。

第3条 第2条の退学に該当する者は、退学届けの提出をもって退学とする。

- * 単位履修登録を行わず、学籍のみをおく場合は、「休学」扱いとなり、所定の手続きをしなければならない。休学は2年間を限度とし、教育充実費・施設費・校費の納入は免除する。
- * 復学を希望する場合は、所定の復学願いを提出し、履修登録を行う。
- * 休学・退学の手続きが行なわれず、単位履修登録もない場合は、除籍扱いとする。
- * 除籍または退学した者が再度本校に編入を希望する場合は、所定の入学試験等手続きを行なう。
(ただし、検定料は免除とする。)

■罰則に関する規定

第1章 スクーリング・単位認定試験・各種本校行事での登校に関する規定

第1条 次に該当する行為があった者は「下校指導」を命じる。

- (1) 高校生として、学習するにふさわしい服装を着用せず、改善指導にも従わなかった者。
- (2) 高校生として、ふさわしくない頭髪加工、化粧、装飾品着用(ピアスなど)が確認された場合。
- (3) 校内において、生活・学習態度が不良で、他の生徒に対して迷惑となる行為があった者。
- (4) 周辺・近隣地域に対する迷惑行為があった者。
- (5) 登下校時、および校舎内外において喫煙行為・喫煙同行があった者。
(20歳以上であっても登下校時及び校舎内外における喫煙は認めない)
- (6) 上記以外において、下校指導が相当と判断された者。

第2条 次に該当する行為があった者は「登校停止」処分とする。

- (1) 「下校指導」をおこなったにもかかわらず、その改善が見られなかった者
(登校停止期間については、個々に判断する)
(登校停止期間中は、スクーリング・単位認定試験についても出席できない)

第3条 次に該当する行為があった者は「懲戒」(退学)を命じる。

- (1) 「登校停止」処分となったにもかかわらず、その改善が見られなかった者。

第4条 「下校指導」「登校停止」については、通信制職員会議によってこれを命じ、「懲戒」(退学)については、校長がこれを命じる。

*サポートセンターの利用時についても上記の規定に準ずる。

第2章 問題行動があった場合の規定

第5条 次に該当する者は「登校停止」もしくは「懲戒」(退学)処分とする。

- (1) 飲酒・喫煙(20歳未満) (2) 金銭強要 (3) 暴力行為
- (4) 無免許運転・道交法違反 (5) 窃盗・万引き (6) 薬物乱用
- (7) 教師に対する反抗行為 (8) その他上記に準ずる虞犯・触法行為等

第6条 前5条に該当した場合は、通信制職員会議で協議し、校長の承認を得て処分を決定する。

第7条 前5条に該当しない不良行為については、通信制職員会議で協議し、指導するものとする。

■気象警報による休校措置

スクーリング・単位認定試験・各種本校での行事実施時、下記に定める状況が発生した時は臨時休校とする。

1) 気象機関より警報が発令された時。

●該当発令地域…京都府福知山市に警報が発令された時は休校。

●発令時刻…午前6時以降の発令中の時。

・午前6時現在で発令しており、その後、解除になっても休校。

・午前6時現在では発令されておらず、その後、発令されたらその時点から休校。

●警報の種類…暴風・大雨・洪水・暴風雪

※上記警報の特別警報及び、大雪特別警報も休校とする。

※「大雪警報」は休校措置にならないので、注意すること。

※なお、京都府福知山市以外で局地的な災害発生、警報発令により、登校に危険があると学校が判断した場合、または公共交通機関の運休などのある場合には、公欠・公遅刻の取り扱いとする。

※サポートセンターは警報が発令中でも、生徒の登下校時の安全が確保されている場合のみ利用可とする。(特別警報時は利用不可。)

2) 気象警報に関わりなく、休校にするべき状況と校長が判断した場合。

■おおまかな年間スケジュール

4月 入学始業式・履修相談～履修登録

7月中旬～8月 前期スクーリング・単位認定試験・追認定試験・成績表発送

9月 定通総体・履修相談～履修登録

10月 後期始業

11月

12月 後期スクーリング

3月 後期スクーリング(在校生対象)・単位認定試験・追認定試験・成績表発送・卒業式

*通年で、第1または第3土曜日に、在宅コースの生徒のための学習相談会があります。

*この他、校外学習、スポーツ大会、調理実習など、イベントが実施されます。(希望者参加)

■Classiの利用

各種配布物や、緊急の連絡などに、教育プラットフォームである「Classi」を利用しています。生徒本人と保護者2名分のIDが割り振られますので、PC、スマホ、タブレットなどで利用していただきます。在学中は自動的に更新されます。

■通信制課程のスタッフ

通信制課程顧問・國田 敦…通信制を立ち上げたメンバーの一人。通信制全体を統括します。

通信制課程教頭・谷垣 拓郎…単位修得や進級、卒業など教務的な部分をすべてカバーします。

サポートセンター主任・竹本 美知子…サポートセンターの運営を中心的に行います。何かあったらいつでも相談してください。

サポートセンターチューター・青木 加代美、安達 史郎、村井 裕香…毎日の学習活動を支援する他、模擬試験や進学の受験指導、進路指導も担当します。

この他、福知山公立大学の学生チューターも、サポートしてくれます。

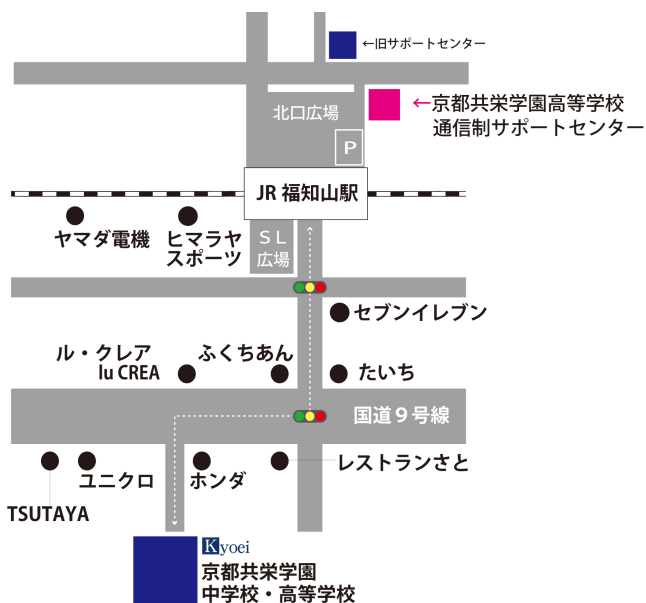
■備忘録



通信制サポートセンター・福知山校

620-0045 京都府福知山市駅前町 387

TEL0773-22-6210・FAX0773-22-6280



京都共栄学園高等学校・通信制課程・本校

620-0933 京都府福知山市篠尾 62-5

TEL0773-22-6241・FAX0773-22-0968

* 4号館通信制職員室直通 TEL0773-23-5011

(スクーリング期間中)

ホームページ <https://www.kyoei.ed.jp/fukuchiyama/>

E-Mail アドレス info@kyoei.ed.jp



各種証明書の発行や支援金や補助金に関することは、本校の事務局で取り扱っています。

また、サポートセンターでも証明書申請などの取次ぎ事務をしています。

(* J Rなどの学割は「回数券」・「定期券」が購入できます。)